

短期入所生活介護 重要事項説明書

(令和7年8月1日現在)

利用者氏名 _____ 様

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電 話 0436-36-1533 (9時00分～18時00分まで)

担 当 細川 由美子

※ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 特別養護老人ホーム あじさい苑の概要

(1)提供できるサービスの種類

施 設 名	特別養護老人ホームあじさい苑
所 在 地	千葉県市原市新堀947-3
介護保険指定事業者番号	短期入所生活介護 (千葉県 1272400779 号)

(2)同施設の職員体制

職 種	資 格	常 勤	非常勤	計
施設長	社会福祉施設長資格認定講習会を受講	1名		1名
医師	医師		1名	(1)名
介護支援専門員	介護支援専門員	1名		1名(兼務)
介護職員	介護福祉士	15名 4名	2名 3名	15(2)名 4(3)名
生活相談員	社会福祉主事	1名		1名(兼務)
事務員		3名	1名	3(1)名
栄養士	管理栄養士	1名		1名
看護師	正看護師	1名		1名
	准看護師	2名		2名
機能訓練指導員	正看護師		1名	1名(兼務)
清掃			2名	(2)名
運転手兼営繕			1名	(1)名
入浴介助			2名	(2)名
入浴補助(洗濯)			2名	(2)名

(3) 同施設の概要

定 員		50 名短期入所 12 床	静養室	1 室 1 床
居室	4 人部屋	4 室 (1 室 47.61 m ²)	医務室	1 室
	2 人部屋	18 室 (1 室 23.80 m ²)	食堂	6 室
	1 人部屋	10 室 (1 室 15.18 m ²)	機能訓練室	1 室
浴室		2 室、特殊浴槽 1 台 中間浴槽 2 台	面会室	1 室

3. サービス内容

①食事 ②入浴 ③介護 ④機能訓練 ⑤生活相談 ⑥健康管理 ⑦療養食の提供
⑧理美容サービス ⑨レクリエーション等

4. 利用料金

(1) 介護給付サービスによる料金

別紙料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から自己負担額をお支払ください。(サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。)

別紙料金表参照

※ただし、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者
に支払われない場合があります。サービス提供証明書を後日市原市の窓口に提出しま
すと、差額の払戻しを受けることができます。

※夜勤職員配置加算 I

夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を 1 人以上上回っている場合。

夜勤職員配置加算 I 1 日 14 円 (自己負担)

※サービス提供体制強化加算 I

介護職員の総数のうち、勤続年数 10 年以上の介護福祉士の占める割合が 35%以上で
あることもしくは介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 80%以上である
ことのいずれかに該当する場合

サービス提供体制強化加算 I 1 日 24 円 (自己負担)

※長期利用者に対する短期入所生活介護費の減算

連続して 30 日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所 (指定居宅サービ

ス基準に揚げる設備及び備品を利用した指定短期入所生活介護以外のサービスによるものを含む。) している場合であって、指定短期入所生活介護を受けている利用者に対して、指定短期入所生活介護を行った場合

長期利用者に対する短期入所生活介護費の減算 1 日－31 円

※送迎加算（片道につき）

ショートステイ利用時、家族より送迎の希望があった場合は施設から自宅までの送迎を行います。

送迎加算 片道につき 195 円（自己負担）

※介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

厚生労働大臣が定める基準に適合し、全ての要件（事業所が介護職員に対して、一定割合以上の処遇改善をしていること）を満たす場合。

※介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 個室 多床室 要支援 1 の場合	<u>1 日 70 円</u>
※介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 個室 多床室 要支援 2 の場合	<u>1 日 87 円</u>
※介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 個室 多床室 要介護度 1 の場合	<u>1 日 94 円</u>
※介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 個室 多床室 要介護度 2 の場合	<u>1 日 105 円</u>
※介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 個室 多床室 要介護度 3 の場合	<u>1 日 115 円</u>
※介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 個室 多床室 要介護度 4 の場合	<u>1 日 126 円</u>
※介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 個室 多床室 要介護度 5 の場合	<u>1 日 136 円</u>

※市原市の地域区分単価が、1 単位＝10.55 円になります。厚生労働省が定める方法によって端数処理を行う関係上、実際のご請求額とは若干の差違が生じる場合があります。上表の料金は端数処理を行った額を表示しています。

※介護職員処遇改善加算（Ⅰ）の料金について

長期利用者に対する短期入所生活介護費の減算、送迎加算を算定している場合、上記の料金に若干の差異が生じます。

(2) その他の介護保険の給付対象とならない料金

①食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。

実費相当額の範囲内にて負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額（１日当たり）のご負担となります。 ※食事の提供に要する費用とは別に、おやつ代として一日当たり 70 円を負担して頂きます。

	月 額 (31 日)	通 常 (第 4 段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
			第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階①	第 3 段階②
食事の提供 に要する費用	56,730 円	1 日 1,830 円 内訳（朝 530 円、昼 700 円、 夕 600 円）	1 日 300 円	1 日 600 円	1 日 1,000 円	1 日 1,300 円

②居住に要する費用（光熱水費及び室料（建物設備等の原価償却費等））

この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、多床室利用者の方には光熱水費相当額、個室利用の方には光熱水費相当額及び室料（建物設備等の減価償却費等）を、ご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された滞在費（居住費）の金額（１日当たり）のご負担となります。

居住（滞在） に要する費用	月額 (31 日)	通 常 (第 4 段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
			第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階①	第 3 段階②
多床室 (2・4 人室)	28,365 円	1 日 915 円	1 日 0 円	1 日 430 円	1 日 430 円	1 日 430 円
従来型個室	38,161 円	1 日 1,231 円	1 日 380 円	1 日 480 円	1 日 880 円	1 日 880 円

③行事参加費、レクリエーション費用、理美容等にかかる費用は、自己負担となります

④私物家電製品の電気代 1 品目 1 日 30 円

5. 短期入所生活介護の中止・終了

① 利用開始予定日以前の中止

入所前にお客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

①入所前の前日午後 5 時までにご連絡いただいた場合	無料
②入所前の前日午後 5 時までにご連絡がなかった場合	1 日の利用料の 30 %

② 入所後の中止・終了

以下の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し、退所していただく場合があります。

利用者が中途退所を希望した場合

- ・ 入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・ 利用中に体調が悪くなった場合
- ・ 他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

上記の場合で、必要な場合は、ご家族または緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

また、料金は退所日までの日数を基準に計算します。

6. サービス内容に関する相談・苦情

当施設のサービスに関する相談、要望、苦情等は、来苑、電話、意見箱「聲」、書面により苦情等受付担当者が受付します。下記のサービス相談窓口までお申し出下さい。なお、当該窓口にご相談しにくい場合は、第三者委員もしくは行政機関等にご相談下さい。

苦情等受付担当者が受付けた苦情を苦情等解決責任者と第三者委員（苦情等申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告します。また、半期ごと（4月・10月）に集計し、報告を行います。

苦情等解決責任者は、苦情等申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情等申出人と苦情等解決責任者は、第三者委員の助言や立会いを求めることが出来ます。

① 当施設における相談・苦情受付

苦情等受付担当者 生活相談員 細川 由美子 苦情等解決責任者 施設長 桑田 恵美子	電話番号：0436-36-1533 受付：月～金曜日（9時～18時） 年末年始及び祝日を除く
--	--

②第三者委員

第三者委員とは、サービス利用者と施設の間にあって、問題を公平・中立な立場で円滑・円満に解決するために設けられた制度です。

当施設の第三者委員会は次のとおりです。

第三者委員会	桑田 尚子	電話番号：０４３６－３６－６９８９
	鶴岡 國男	電話番号：０４３６－３６－１５１１
		受付：月～金曜日 土日祝日除く (９時～１７時)

③行政機関その他の苦情等受付機関

市原市保健福祉部介護保険課	電話番号：０４３６－２３－９８７３ 受付：月～金曜日 土日祝日除く (９時～１７時１５分)
千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情処理係	電話番号：０４３－２５４－７４２８ 受付：月～金曜日 土日祝日除く (９時～１７時)
千葉県運営適正化委員会	電話番号：０４３－２４６－０２９４ 受付：月～金曜日 土日祝日除く (９時～１７時)

７．緊急やむを得ない場合の身体拘束の手続きについて 当施設では、原則として身体拘束は行いません。但し、生命・身体保護の目的で、緊急やむを得ない場合「身体拘束適正化のための指針」に沿った手順で行います。

- ① 虐待拘束廃止委員会による検討
- ② ご家族等への説明・同意
- ③ 拘束の有効性の再検討
- ④ 経過記録の保管

８．高齢者虐待防止について 当施設は、別途定める「高齢者虐待防止に関する指針」に基づき、全職員を挙げて虐待の防止に努めます。

９．感染症・食中毒の予防について 当施設は、別途定める「感染症・食中毒の予防及び蔓延の防止の指針」に基づき、感染症や食中毒の予防と蔓延の防止に努めます。
万が一、クラスターが発生した場合でも、別途定めるＢＣＰ（事業継続計画）により

本事業が継続できるように尽力していく。

非常災害対策について、当施設においては「あじさい苑消防計画」に沿って各種訓練（避難誘導・通報・消火等）を行います。又、別途定めるBCP（事業継続計画）により、大規模な災害や感染症が発生した場合でも、出来る限り事業が継続できる様に尽力します。

10. 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 三和会
代表者役職・氏名	理事長 鶴岡 義明
本部所在地・電話番号	千葉県市原市新堀 9 4 7 - 3 0 4 3 6 - 3 6 - 1 5 3 3

定款の目的に定めた事業

- (1) 第一種社会福祉事業
 - (イ) 特別養護老人ホームの経営
- (2) 第二種社会福祉事業
 - (イ) 老人デイサービスセンターの経営
 - (ロ) 老人短期入所事業の経営
 - (ハ) 老人介護支援センターの経営

事業所等

デイサービスセンター	あじさい苑	1292400536
特別養護老人ホーム	あじさい苑	1272400761
ショートステイサービス	あじさい苑	1272400779
あじさい苑 在宅介護支援センター		1272400886
特別養護老人ホームあじさい苑ユニット型		1272402668
ショートステイサービスあじさい苑ユニット型		1272402650
特別養護老人ホーム幕張あじさい苑（従来型）		1270203977
特別養護老人ホーム幕張あじさい苑 短期入所（従来型）		1270203985
特別養護老人ホーム幕張あじさい苑（ユニット型）		1270203993
特別養護老人ホーム幕張あじさい苑 短期入所（ユニット型）		1270204017

-----契約をする場合は以下の確認をすること-----

令和 年 月 日

短期入所生活介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 千葉県市原市新堀 9 4 7 - 3

名 称 社会福祉法人 三和会

代表者 理事長 鶴岡 義明 印

説明者 所属 生活相談員

氏名 細川 由美子 印

私は契約書及び本書面により、事業者から短期入所生活介護について重要な事項の説明を受けました。

利用者

住 所

氏 名

印

(代理人)

住 所

氏 名

印

※本重要事項説明書と同時に「契約書」にも署名・押印し、それをもって契約開始となります。